

令和6年

松前町議会

第1回臨時会会議録

令和6年 2月 7日 開会

令和6年 2月 7日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和 6 年 2 月 7 日(水曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第 3 会期の決定	4 頁
○日程第 4 議案第 1 号 令和 5 年度松前町一般会計補正予算(第 7 回)(提案説明・質疑・討論・採決)	4 頁
○日程第 5 議案第 2 号 松前町手数料条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	9 頁
○閉会宣告	10 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	令和5年度松前町一般会計補正予算(第7回)	6. 2. 7	原案可決
2	松前町手数料条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上

令和6年 2月 7日 (水曜日) 第1号

令和6年
松前町議会第1回臨時会
令和6年 2月 7日(水曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第1号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第7回)
 - 日程第5 議案第2号 松前町手数料条例の一部を改正する条例制定について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第1号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第7回)
 - 日程第5 議案第2号 松前町手数料条例の一部を改正する条例制定について
-

◎出席議員(11名)

議長	11番	伊藤幸司君	副議長	10番	堺繁光君
	1番	齋木良太君		2番	勇谷鷹宇君
	3番	三浦昭雄君		4番	飯田幸仁君
	5番	沼山雄平君		6番	福原英夫君
	7番	近江武君		8番	梶谷康介君
	9番	斉藤勝君			

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町長	石山英雄君	総務課長	尾坂一範君
政策財政課長	五十嵐愛之君	保健福祉課長	堀川昭彦君
町民課長	岩城広紀君	商工観光課長	田中建一君
会計管理者	斉藤浩君	教育長	宮島武司君
監査委員	藤崎秀人君	監査委員事務局長	鍋島孝明君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局主任	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年松前町議会第1回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

本年1月1日、能登半島地震が発生し、多くの方がお亡くなりになりました。会議に先立ち、この地震でお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。

それでは、皆様、ご起立をお願い致します。

黙祷！

(黙祷)

○議長(伊藤幸司君) おなおりください。

この地震で被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧、復興をお祈り致します。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) それでは、ただ今から令和6年松前町議会第1回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番齊藤勝君、1番齋木良太君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第1号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第7回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第1号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第7回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第1号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第7回)は、国がエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者のための支援を通じた地方創生を図るため、デフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設し、国の補正予算可決後に低所得者支援枠及び推奨事業メニューが示されたことから、当町では、令和5年第4回定例会において、住民税非課税世帯等への7万円の給付等の補正予算を議決いただいたところであります。

今回の補正予算は、昨年12月22日の閣議決定で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、新たに低所得者支援及び定額減税を補足する給付の実施が追加され、国の予備費使用が決定されたことから、可能な限り、速やかに給付を目指すよう、通知のあった住民税均等割のみ課税世帯等への給付及び低所得者の子育て世帯への加算等の費用を計上させていただいたところであります。

なお、令和6年度に新たに住民税非課税世帯、または均等割のみ課税世帯等への給付及び定額減税補足給付金については、国から詳細が示され次第、別途対応させていただきます。

それでは、議案に基づきご説明申し上げます。

令和5年度松前町の一般会計補正予算(第7回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千477万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億227万3千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。8ページをご覧ください。

3. 歳出です。3款1項1目社会福祉総務費で、2千866万1千円の追加計上です。10節から18節に計上する、物価高騰等対策住民税均等割のみ課税世帯等に対する物価

高騰等対策給付金給付の合計で、2千866万1千円の計上です。これは、国のエネルギー、食糧品価格等高騰対策であり、物価高騰等の影響を受けた生活者等に対する施策の追加で、住民税均等割のみ課税世帯及び予期せずに家計が急変し、住民税均等割のみ課税される世帯と同様であると認められる世帯の合計で、280世帯を想定し、1世帯あたり10万円を給付するもので、給付金2千800万円、事務費66万1千円を計上したところでもあります。

なお、参考資料として、15ページに住民税均等割のみ課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金給付事業の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

9ページです。2項1目児童福祉総務費で、410万5千円の追加計上です。10節から18節に計上する物価高騰等対策低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付加算分の合計で、410万5千円の計上です。これは、先ほどご説明申し上げました、物価高騰等の影響を受けた生活者等に対する施策の追加で、住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯等で、18歳以下の児童がいる場合の給付加算です。対象児童合計80人を想定し、1人あたり5万円を給付するものであります。給付金400万円、事務費10万5千円を計上したところでもあります。

なお、参考資料として、16ページに低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業加算分の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

10ページです。7款1項1目商工振興費で、798万7千円の減額計上です。18節物価高騰等対策生活支援さくら商品券発行事業補助金で、798万7千円の減額計上です。これは、令和5年第4回定例会において、国による住民税非課税世帯等への7万円給付に該当しない世帯、いわゆる住民税課税世帯等に1世帯あたり3万円分のさくら商品券を配布するもので、松前商工会に対する補助金の補正予算を議決いただいたところですが、今般、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、新たに低所得者支援及び定額減税を補足する給付の実施が追加され、住民税均等割のみ課税世帯にも10万円の給付が対象とされたことから、該当世帯分を減額計上したところでもあります。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、768万7千円の減額計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上です。

7ページです。14款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、3千246万6千円の追加計上です。これは、いずれも歳出で計上しております説明欄の各種事業費及び事務費に対する国庫補助金の計上です。

なお、参考資料として、12ページから14ページに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の各事業への充当状況の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額69億7千749万4千円に、補正額2千477万9千円を追加し、補正後の額を70億227万3千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額2千477万9千円を追加し、補正後の額を70億227万3千円にするものでございます。

以上で議案第1号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第7回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

8 番梶谷君。

○8 番(梶谷康介君) 国の政策に従って、地方自治体やってる事業ですから、特別言うこともないかと思えますけれども、給付の仕方に三つありますよね。いわゆる非課税世帯。そして住民税均等割のみの世帯、そしてそれ以外の世帯と、こういう3種類の給付の仕方があります。国の政策が決まらなければね、対応できないっていうことは、私十分理解できるんですけども、今回臨時議会で議決されなければ、この均等割の世帯に対する対応はできないわけなんですよね。それは理解できます。

ただ、今まで議決された中身が、10万円のいわゆる非課税世帯、既に3万円給付済み、7万円の方ですね。それから、それ以外の3万円給付の方々には、それぞれ連絡も行ってんです。しかし、この均等割の方だけには全くそういう連絡もないし、手続き的にも何も無い、非常に不安を持ってね、私のところにも随分質問がありました。我々はいったいどうなるんだろうと。それは、国の政策でこういう形で均等割のものが決まらなければ、あなた方に対する給付手続きってのは行われないう説明はしてきましたけれども、これ何かこう形がなかったものなのかと。いわゆる均等割の方々の不安ですよ、自分達はどうかなるんだろうなという不安ね。

それからもう一つはね、給付の仕方ですね。3万円の方々に対して、私も500円のさくら券60枚いただいた口なんですけれども、既に町民の皆さんには配布されてるけども、前段で言いましたように均等割の方々に約270、80名の世帯の方々ですね、その方には全く連絡なかったということが、非常に不安を駆り立てた要素になってる。

質問の主旨はね、給付の仕方、どのようになるのかということ、1点です。説明をいただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時16分)

(再開 午前10時17分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) それでは、ただ今梶谷議員からご質問のありました件につきまして、私の方からご説明させていただきたいと思えます。

関連するのは、今回の参考資料の15ページの住民税の均等割のみ課税世帯の給付金の関係ということになるかと思えます。

先ほど政策財政課長からのご説明もありましたとおり、当初12月ではこの均等割の方に対する給付金という制度が議論中で決定されてない状態でしたので、非課税者のみに給付金を給付するというので、12月議会で対応してきたところでございます。

その後、この均等割世帯にも国からの財源をもって更に10万円という給付金を出すという制度が確定してきたために、これらに対応するために今回均等割世帯のみに対する10万円の給付金を給付するというので、今回の予算計上させていただいています。

この方々へのこの周知につきましては、この予算の可決をもって、当然均等割の方々にこの確認書を送付して、該当するので、先ほど梶谷議員からもおっしゃられたように、非課税の方々については、私どもの方で個人情報把握しておりますので、これまでの経過でそういう取り扱いができますが、均等割課税世帯については、そういう個人情報、私ど

も持ってないもんですから、確認書を送付して、それを提出していただいて、それに基づいて確認して給付振込していくというような流れになるかと思しますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 町民の声を聞くとね、結局、3万円の話ししました、さくら給付券、さくら商品券か、そういう形でいただくと、結局加盟の店舗しか使えない、現金だとどこへ行っても使えると。まして松前のように、非常に長い町の中で、端々の人方はほとんどそれを使うためには、それなりの交通機関かけて出てこなければ使えないっていう話がね、非常に不満を持っているんですよ。

ですから、そういう国の政策に従って給付する形が、私、これ誤解かもしれんけど、一定でないってことはね、さくら商品券を給付する形での理解できるんですよ、町内消費ね、そういう形。現金だとどこ行って使うかわからないっていう形なもんだから、さくら商品券を使うっていうの理解はできるんですけども、町民は、なぜそういうさくら商品券と現金という形なのかっていう疑問を持ってるわけさ。その辺はどういうふうに整理されておりますか。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 経済対策、現金と商品券の棲み分けになるかなというふうに思っております。今回は国からまず現金での給付がきておりました。それに対して、それから漏れた課税世帯に対しては、別枠で交付金が措置されまして、それは地域の実情に沿った対策に資することといった形での交付金であります。

地域の実情から申し上げますと、やはり、町内の経済が落ち込んでいるということもあります。そういった中で、同じ現金給付をするよりは、課税世帯に対しては、やはり町で消費していただくさくら商品券が妥当だろうということで考えました。

なお、この対策については、役場と商工会とお互い協議しながら決めてございます。そのポイントとなるのが三つありまして、まずは生活者の支援に繋がること。これは、飲食でも使えるし、食料品にも使える、家電、燃料等にも使える、こういった生活者の支援に繋げること。

二つ目は、消費を町外に流失させないこと。町内で消費させる仕組み、商品券なり、クーポン券が妥当だろう。

三つ目は、地域の商店を守ること。小規模事業者を支援する仕組みということで、今回商品券ということになりましたので、消費者の皆さんが使いづらいということは、多くの声聞いておりますけれども、やはり地域の商店を守るため、町の経済を回すためには、やはり理解を求めていくしかないかなというふうに考えてございますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 説明は良くわかんですよ。ただね、町民の人方が、できればね、現金の方が自分の自由に使えるし、さくら商品券であれば限られたとこしか使えないというところにね、ある種の抵抗を感じてるわけ。

ですから、私自身はね、今言うさくら商品券を支給して、できるだけ町内消費に回す、町内経済を考えてね、対応するっていうことは否定はしないんですけども、町民感情としてね、やはり第一に町民を考えるべきでないのかなというのが、町民の意見だということ。

今後、こういうことある場合には、そういう声もあるってことは十分承知して対応して

いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 答弁は。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時24分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 今の梶谷議員の方から、町民の方の声もお聞き致しました。直接聞いている面もあります。経済対策には、生活者支援という視点と、やはり事業者支援という視点、この二つがあるかと思います。いずれも、やはり消費者の方にお金を使っていただくことが生活者支援、更には事業者の支援に繋がるということになるかと思いません。

今回、商品券をお配りすることによって使用する場所も、商店も限られるわけです。そういったことで、商店のない地域の方々に大変不便おかけしていることは、重々承知ですので、そういったものはまた商工会の方ともいろいろ意見交換しながら、今後このような経済対策を進めるにあたって、どのような方法が良いか、検討させていただきたいと思しますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 類似なんですけども、先日民生委員との懇談会をやりましてね、その中でこのもらって嬉しいんだけど、使いにくくて、以前のものは投げてしまったということをおっしゃったんですからね。せつかくの公金を皆さんの生活であり、町の商店の方々のために使ってもらいたいってことで配布しているものが、そういうふうな形で言われると、ちょっとショックだったんですからね。

システムだとか考え方、全く間違っておりません、私はそう思っています。でも、町民の方々は、もうちょっと踏み込んで対応してもらえないかという気持ちが出たんですからね、そのことで一言だけお伝えしたいと思います。考え方があれば、答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 今のご質問のあった部分については、消費循環型クーポン券の関係だと思います。こちらの民生委員さんとの意見交換会の中で、話題になったというお話は聞いてございました。

まず、換金率から申し上げますと、換金率については95.32%、過去に実施しました消費循環型クーポン券と比較しますと、0.12ポイント増えてございます。ただし、これも過去に実施しました生活応援商品券、これと比較しますと、3.48ポイント下がる結果になりました。

特に今回につきましては、制度がわかりづらい、使い勝手が悪いといった声を聞く一方で、事業者の方からは大変助かったという声も聞いてございます。ただ、この95.32%というこの数字につきましては、地域の民生委員の方だったり、訪問介護されておりますケアマネの方だったり、多くの方に協力をいただいているこの数字かと思っております。今後、こういった実施にあたっては、そういった関係する方へのまず協力を広く求める部分と、やはり制度をわかりやすく周知するという部分、こちら辺は改善に努めていきたい

というふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 松前町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第2号、松前町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第2号、松前町手数料条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

議案の末尾に添付しております、説明資料の新旧対照表の6ページ、タブレット上の12ページをお開き願います。下段の説明欄をご覧ください。今回の改正は、次の理由により条例の一部を改正しようとするものであります。1点目は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第347号)により、戸籍法に基づく手数料の標準額が一部改正され、当町の手数料を当該標準額と同一とするためであります。

次に2点目は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写しの交付(広域交付を含む。)の金額は、現行では5枚を超えた場合に加算されていたものを、この加算措置を廃止し、枚数に関わらず300円とするためであります。

次に、改正案の内容であります。説明資料の1ページ、タブレット7ページにお戻り願います。現行の別表の1の項を右側改正案下線部分のとおり改めようとするものであります。

改正案1の項の第1号は、戸籍謄本等の交付事務について、本籍地以外での交付事務が追加されたことから、根拠規定を追記するとともに文言の整理をするもので、手数料の金額は、1通につき450円であります。

次に第2号は、戸籍記載事項証明書の交付事務の規定で、手数料の金額は、1通につき350円であります。

次に第3号は、新設項目は、戸籍電子証明書の請求があった場合に、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が、新たに追加されたことから、根拠規定及び事務内容を規定するもので、手数料の金額は、1件につき400円とするものであります。

次に2ページ、タブレット8ページをお開き願います。第4号は、除籍謄本等の交付事務について、第1号と同様に本籍地以外での交付事務が追加されたことから、根拠規定を

追記するとともに文言の整理をするもので、手数料の金額は、1通につき750円であります。

次に第5号は、除籍記載事項証明書の交付事務の規定で、手数料の金額は、1件につき450円であります。

次に3ページ、タブレット9ページをお開き願います。第6号は新設項目で、除籍電子証明書の請求があった場合に、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されることから、この根拠規定及び事務内容を規定するもので、手数料の金額は、1件につき700円とするものであります。

次に第7号は、受理証明書等の交付事務の規定で、届書等情報内容証明書の交付事務が追加されたことから、この根拠規定及び事務内容を追記するもので、手数料の金額は、1通につき350円であります。

次に4ページ、タブレット10ページをお開き願います。第8号は、書類の閲覧事務の規定に、届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務が追加されたことから、この根拠規定及び事務内容を追記するもので、手数料の金額は、1件につき350円であります。

次に5ページ、タブレット11ページをお開き願います。23の項は、住民基本台帳法に関する事項の証明等の交付について、第2号の事項の文言を整理するとともに、第1号及び第2号の手数料の金額を、現行では住民票の写しの交付等の手数料は、1通につき5枚まで300円で、5枚を超える場合、300円を加算する規定でしたが、この措置を廃止し、枚数に関わらず、1通につき300円にしようとするものであります。

次に6ページ、タブレット12ページをお開き願います。附則であります。この条例は、令和6年3月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第2号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和6年松前町議会第1回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 齊 藤 勝

署名議員 齋 木 良 太